

令和7年8月

お客さま 各位

淡陽信用組合

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた今後の対応について

平素は淡陽信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合は、政府・金融業界等が一丸となって進めております2026年度末までの「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、下記の取組みを実施しますのでお知らせいたします。

今後とも、お客さまにご満足いただけますよう、より一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設終了

2026年3月31日をもって、当座預金の新規口座開設を終了いたします。

なお、すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

2. 手形・小切手帳（自己宛小切手を含みます）の新規発行終了

2026年3月31日をもって、手形・小切手帳の新規発行を終了いたします。

なお、2026年3月31日までに発行済の手形・小切手については、引き続きご利用いただけます。

3. 当座預金からの払戻方法の追加

現行の小切手振出しによる払戻しのほか、当組合所定の払戻請求書による払戻しの取扱いを2025年10月1日より開始いたします。払戻請求書を使用する場合は、口座開設店の店番・口座番号、金額を記入し、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。なお、当組合が必要と認める時は、本人確認書類等の提出を求める場合があります。

※ 払戻請求書は、小切手のように第三者へ交付・譲渡することはできません。

※ 払戻請求書は、当座預金口座の開設店舗のみで使用できます。

※ ご来店の際に、口座番号が分かる資料（当座勘定入金通帳、当座預金キャッシュカード、当座預金入金帳、当座勘定照合表等）をお持ちいただくとスムーズにお手続きいただけます。

4. 2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の受付終了

2025年9月30日をもって、2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の受付を終了いたします。

5. 2027年4月以降を支払期日とする紙の手形による割引手形の受付終了

2025年9月30日をもって、2027年4月以降を支払期日とする紙の手形による割引手形の受付を終了いたします。

6. 代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化には、現物紛失のリスク低減、押印・発送・保管等の事務負担削減や印紙代等のコスト削減が図れるなど、受取側と支払側双方にとって様々なメリットがございます。現在、手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましても、インターネットバンキング等の利用による振込や電子記録債権（でんさい）などの電子的決済への移行をご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以 上